

第1章

.....
高知県ひとにやさしいまちづくり条例の概要

1-1 条例の理念

高知県では、豊かな自然の中で温かい人々の心がはぐくまれてきました。

私たち一人一人が、住み慣れた地域で個人として尊重され、生きがいをもって安全で快適な生活を営むことができる社会をつくることは、私たち県民すべての願いであり、また、責務です。

こうした社会を実現するためには、障害者や高齢者を含むすべての県民が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することができるひとにやさしいまちづくりに、県民一人一人がその責務を自覚し、連携して取り組み、行動を制約している様々な障壁を取り除いていくことが必要です。

すべての県民が安全で快適に暮らすことができる高知県の実現を目指して、県民の温かい心に支えられた、ひとにやさしいまちづくりを進めていくため、この条例を制定しています。

1-2 条例の目的

この条例は、ひとにやさしいまちづくりにおいて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、すべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としています。

1-3 責務の概要

- 【県】 ●ひとにやさしいまちづくりに関する総合的な施策の策定及び実施
- 【市町村】 ●区域の実情に応じた、ひとにやさしいまちづくりに関する施策の策定と実施
●県が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策への協力
- 【事業者】 ●事業活動を行う際の、やさしいまちづくりへの自らの取り組み
●県、市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策への協力
- 【県民】 ●やさしいまちづくりについての理解と自らの取り組み
●県、市町村が実施するひとにやさしいまちづくりに関する施策への協力
●障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう整備された施設等について、整備の趣旨に沿った利用

1-4 条例の構成

前文

第1章：総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (県の責務)
- 第4条 (市町村の責務)
- 第5条 (事業者の責務)
- 第6条 (県民の責務)

第2章：施策の基本方針等

- 第7条 (施策の基本方針)
- 第8条 (啓発活動)
- 第9条 (情報の提供)
- 第10条 (ボランティア活動の促進)
- 第11条 (推進体制の整備)
- 第12条 (財政上の措置)

第3章：施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

- 第13条 (公共的施設の整備)
- 第14条 (整備基準)
- 第15条 (整備基準への適合)
- 第16条 (機能の維持)
- 第17条 (適合証の交付等)

第2節 特定施設の整備

- 第18条 (新築等の届出)
- 第19条 (指導及び助言)
- 第20条 (工事の完了の届出)
- 第21条 (勧告)
- 第22条 (公表)
- 第23条 (報告の徴収等)
- 第24条 (立入調査)

第3節 公共輸送車両等及び住宅の整備

- 第25条 (公共輸送車両等の整備)
- 第26条 (報告の徴収等)
- 第27条 (住宅の整備)

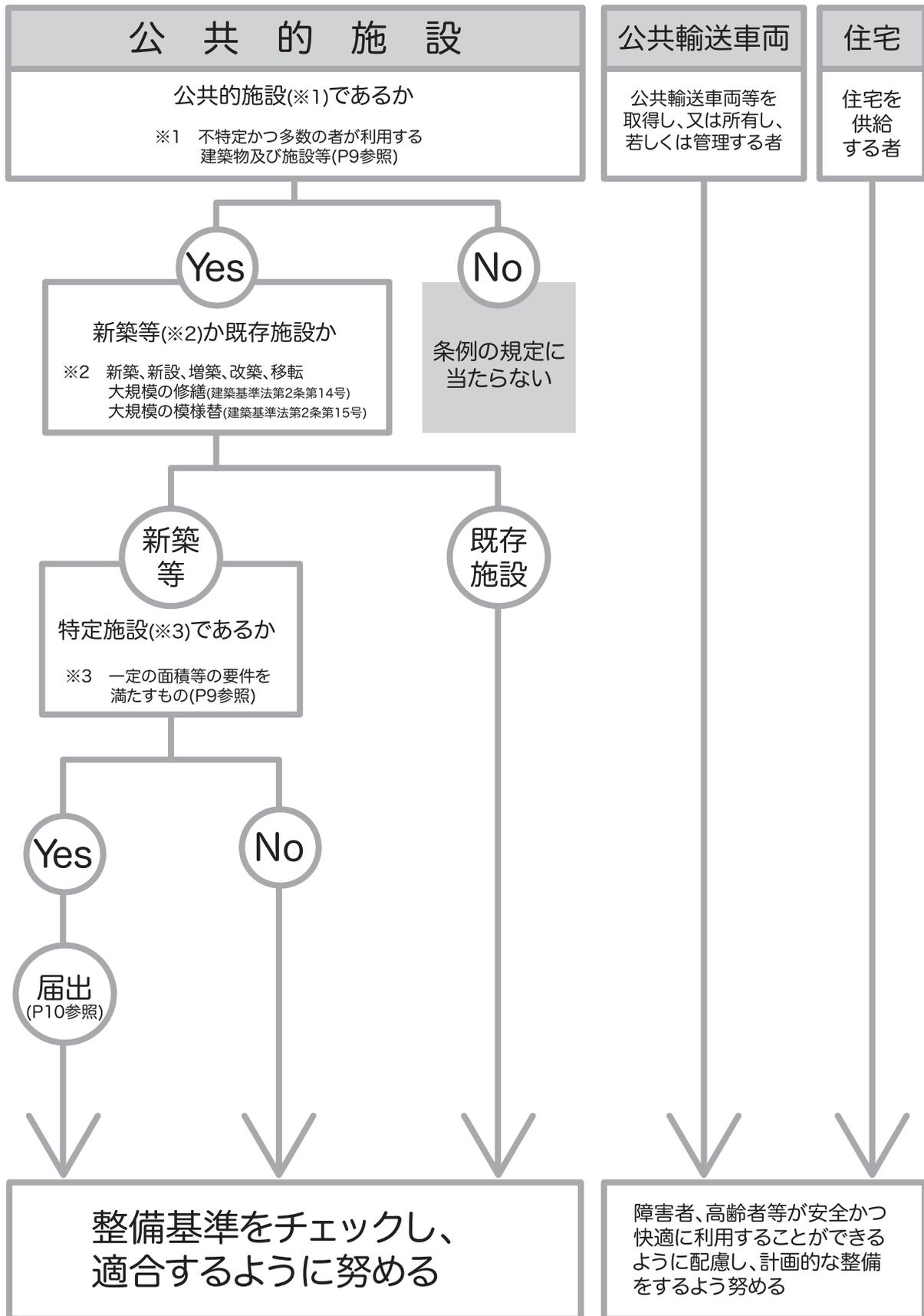
第4章：雑則

- 第28条 (国等に関する特例)
- 第29条 (委任)

付則

- 1 (施行期日)
- 2 (経過措置)

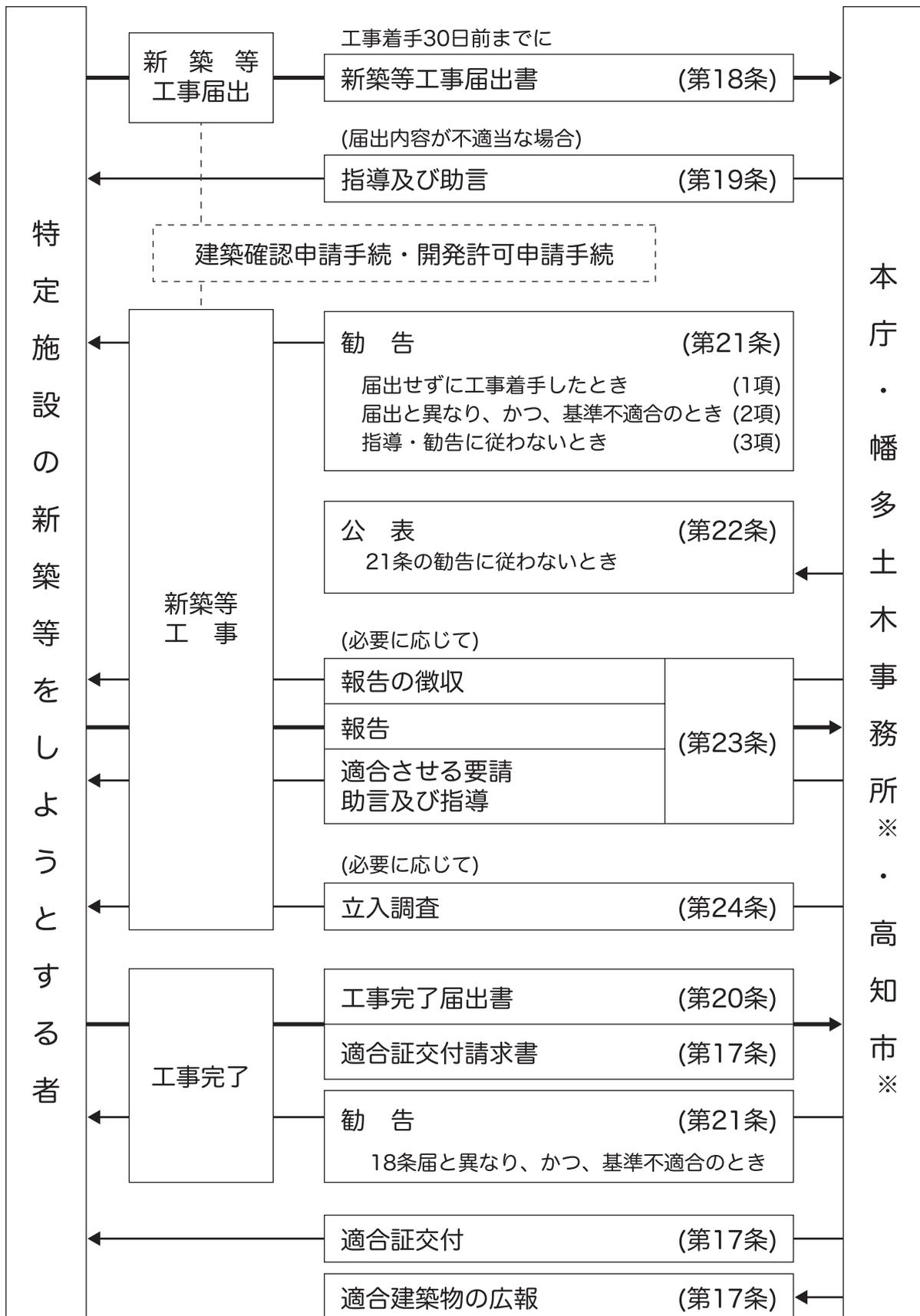
1-5 整備基準への適合フロー

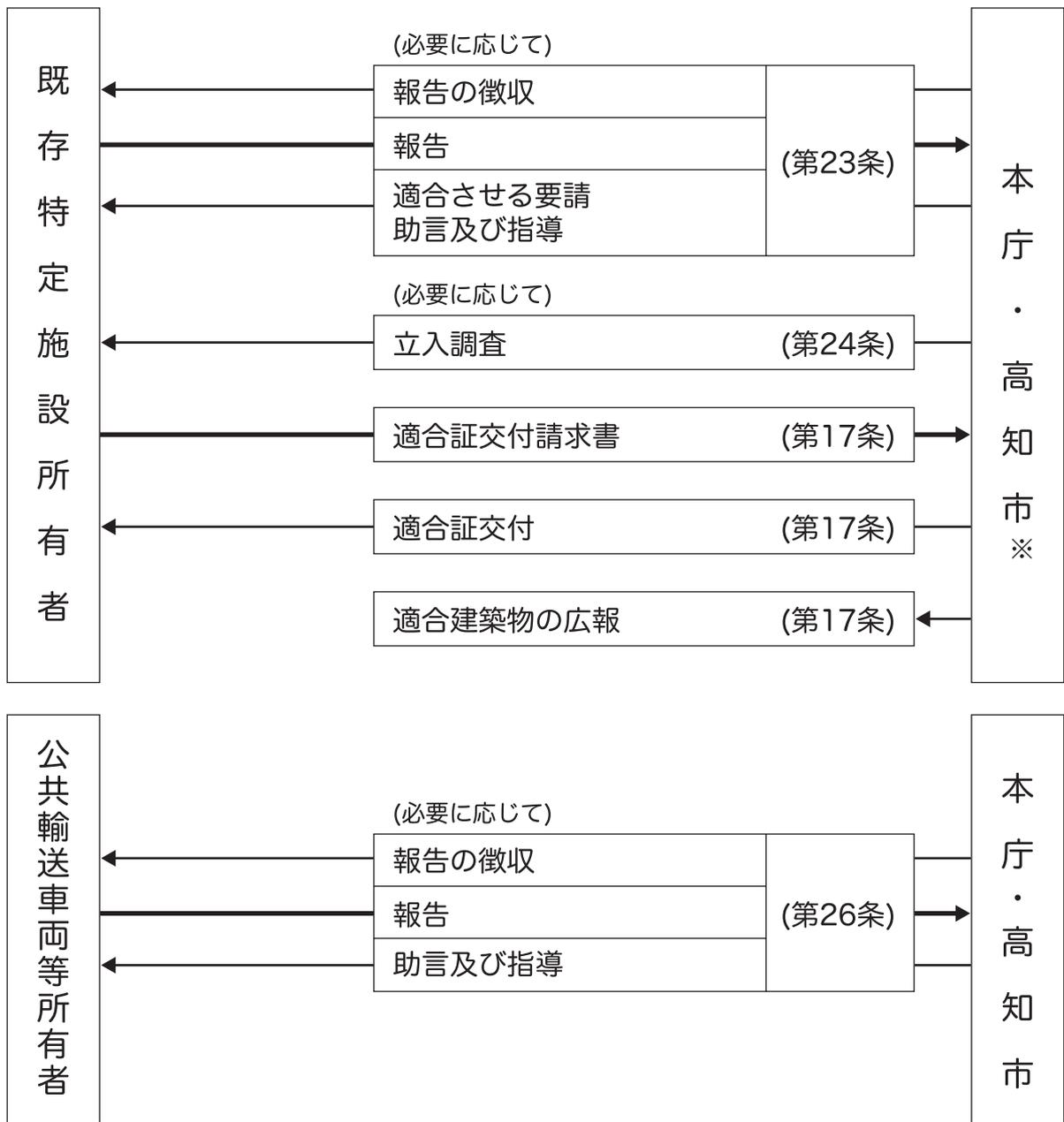


1-6 対象施設の一覧

施設の種類	公共的施設 【整備基準に適合させる施設】	特定施設 【左記のうち届出が必要な規模】
建築物	国、地方公共団体等の施設	すべてのもの
	学校、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設、職業訓練校、自動車教習所	
	学習塾、教養・資格教室、その他これに類する施設	> 200㎡
	図書館、美術館、博物館、その他これらに類する施設	すべてのもの
	集会場、公会堂、その他これらに類する集会施設	
	公衆便所	
	火葬場、冠婚葬祭施設	> 500㎡
	社会福祉施設	すべてのもの
	病院、診療所、助産所	> 100㎡
	銀行、信用金庫、農業・漁業協同組合の事務所等金融機関の店舗	
	郵便局	すべてのもの
	電気、電気通信、ガス等の公益事業を営む事務所	> 500㎡
	ホテル、旅館、簡易宿所	> 500㎡
	劇場、映画館、演芸場、遊技場等の娯楽施設	
	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	> 100㎡
	飲食店	> 300㎡
	公衆浴場	> 500㎡
	理容所、美容所、クリーニング取次店、質屋、旅行代理店、その他これらに類するサービス業を営む店舗	> 100㎡
	一般公共の用に供される自動車車庫（うち建築物（機械式）を除く）	≧ 500㎡
	展示場	> 500㎡
	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、その他これらに類するスポーツ施設	
	法律事務所、会計事務所、その他これらに類するサービス業を営む施設	> 1000㎡
	工場（見学のための施設を有するもののみ）	
複合施設	> 2000㎡	
共同住宅、寄宿舍	> 40戸	
公共交通機関の施設	停車場、バスターミナル、空港、港湾の旅客施設	すべてのもの
道路	道路（道路法の道路）	すべてのもの
公園	都市公園、港湾緑地、動物園、植物園、遊園地	すべてのもの
路外駐車場	駐車場法の路外駐車場（建築物以外のもの）	≧ 500㎡

1-7 特定施設の届出等の流れ





条例による届出窓口

※建築基準法の建築確認申請の窓口と同じです。

1. 下の2・3以外の地域での新築等
高知県 土木部 建築指導課 TEL 088-823-9864
2. 高知市内での新築等
高知市 都市整備部 建築指導課 TEL 088-823-9470
3. 四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村での新築等
高知県 幡多土木事務所 総務課 建築指導班 . . . TEL 0880-34-5222